

2020年4月30日

社会福祉協議会の「新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口貸付の特例貸付」の申請お申込みについて

お申込みの前にご確認ください。

■本書類にてお申込みいただける方は…

中央労働金庫の所在する都県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、山梨）に、住民票の住所がある方

■このPDFファイルは全部で12ページあります(本ページ含む)。

全てのページを**片面印刷**し、内容をご確認の上、記入例を参考に必要事項をご記入・捺印ください。

ご記入後、「郵送前のチェックリスト」をご確認いただき、下記の[申請書類の送付先]あてにご郵送ください。

	内容	ページ
表文	(本ページ)	1
申込書類	緊急小口資金特例貸付 借入申込書	2
	緊急小口資金特例貸付 借用書	3
	緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書	4
	各都道府県 社会福祉協議会 苦情受付窓口 一覧 (電話・FAX)	5～6
	収入の減少状況に関する申立書	7
記入例	緊急小口資金特例貸付 借入申込書 記入例	8
	緊急小口資金特例貸付 借用書 記入例	9
	緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書 記入例	10
	収入の減少状況に関する申立書 記入例	11
その他	郵送前のチェックリスト	12

なお、本貸付は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、**郵送でのお申込みのみ**とさせていただきますので、皆さまにはご理解たまわりたく、よろしくお願いいたします。

【特例貸付の制度などに関するお問い合わせ】

特例貸付の制度などにつきましては下記の厚生労働省のコールセンターを利用させていただきようお願いいたします。

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

TEL：0120-46-1999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

[申請書類の送付先ラベル]

点線で切り取ってご利用ください。

※郵送料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-5-15

労働金庫連合会「緊急小口資金受付担当」宛

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
(都道府県)社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。
○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
○私は現在、生活保護を受給していません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません	署名
--------------	----

※太枠内をご記入ください。

記入年月日	令和 年 月 日	支店/受付番号
-------	----------	---------

申込金額	万円	据置期間 (12か月以内)	ア.12か月 イ.その他()か月	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他()か月	償還方法	☐ 月賦 ☐ 一括
借入申込者	フリガナ氏名	印		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
	現住所	(〒 -) 自宅電話 () 携帯電話 ()					
	勤務先名称 または職業	勤務先等住所		電話 ()			

借入申込者の世帯状況	フリガナ氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患等、要介護者、学校休校等)
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	2	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	3	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	4	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他 名						

口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関	支店名	預金種別	☐ 普通・ ☐ 当座
	口座番号	口座名義人(カタカナ)		

借入理由 ※感染拡大等 による影響の 内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☐ 今後10万円を超える資金需要があるため
-----------------------------------	--

本特例貸付の利用実績； ☐ ア.今回が初めての借入 ☐ イ.すでに借入したことがある(受付日： / 借用金額 万円)

外国籍の方で在留期間が1年以内の方； ☐ 在留期間が延長の予定

※窓口記入欄： ☐ 市区町村社協 ☐ 労働金庫

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借 用 金 額

万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人_____（ 都 道 府 県 ）社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所			
氏 名		印	
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成		

〔借入要項〕

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	_____ か月（最大 12 か月）	
	償還期間	_____ か月（最大 24 か月）	
	償還方法	☐ 月賦償還 ☐ 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、該当の社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と該当の社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、該当の社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙記載、都道府県ごとに設置しております。

(1) 各都道府県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当部課一覧 (電話・FAX)

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 各都道府県社会福祉協議会代表連絡先一覧 (電話)

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日

借受人

住所

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

各都道府県 社会福祉協議会 苦情受付窓口 一覧 (電話・FAX)

	担当部課	電話番号	FAX 番号
北海道	生活支援部 生活支援課	011-241-4050(直通)	011-251-3971
青森県	生活支援課 福祉資金係	017-723-1469	017-723-1394
岩手県	地域福祉企画部 生活支援相談室	019-637-4495	019-637-9722
宮城県	震災復興・地域福祉部 生活支援課	022-225-8478 022-216-5100	022-715-8507
秋田県	地域福祉・生きがい振興部・生活相談支援担当	018-864-2713	018-864-2742
山形県	地域福祉部 生活支援係	023-622-5699	023-626-1623
福島県	地域福祉課 生活支援室	024-523-1250	024-523-4477
茨城県	生活支援部	029-244-4559	029-241-1434
栃木県	生活支援部 福祉資金課	028-622-0524	028-621-5298
群馬県	福祉資金課	027-255-6031	027-255-6173
埼玉県	生活支援部 資金課	048-822-1192	048-822-1449
千葉県	福祉資金部	043-245-1551	043-245-9338
東京都	福祉資金部 福祉資金貸付担当/福祉資金償還担当	03-3268-7173(貸付) 03-3268-7238(償還)	03-3235-5979
神奈川県	地域福祉推進部 生活支援担当	045-311-1426	045-314-3472
新潟県	生活支援課	025-281-5522	025-285-0303
富山県	地域福祉部 地域福祉・ボランティア振興課	076-432-2960	076-432-6124
石川県	地域福祉課	076-224-1212	076-222-8900
福井県	地域福祉課	0776-24-4987 (直通) 0776-24-2339 (代表)	0776-24-0041
山梨県	生活支援課 資金担当	055-254-8610	055-254-8614
長野県	相談事業部 あんしん創造グループ	026-226-2035	026-291-5180
岐阜県	生活支援部 資金貸付担当	058-273-1111 (内線 2513・2514・2537)	058-275-4858
静岡県	生活支援部 生活支援課	054-254-5244	054-251-7508
愛知県	民生児童部	052-212-5506	052-212-5507
三重県	総務企画部 生活福祉資金課	059-226-1118	059-227-8155
滋賀県	経営部門 資金貸付・債権管理課	077-567-3903	077-566-3611
京都府	福祉部 民生課	075-252-6273 075-252-6293	075-252-6311
大阪府	生活支援部	06-6762-9474	06-6767-1562
兵庫県	福祉支援部	078-242-7944	078-242-7947
奈良県	生活支援課	0744-29-0100	0744-29-0101
和歌山県	総務・資金部 生活資金班	073-435-5223	073-435-5226
鳥取県	地域福祉部 パーソナルサポート担当	0857-59-6333	0857-59-6341
島根県	生活支援部 福祉資金係	0852-32-5996	0852-21-0798
岡山県	福祉支援部 生活支援班	086-226-3544	086-225-6602
広島県	生活支援課	082-254-3413	082-252-2133
山口県	生活支援部 資金班	083-924-2813	083-922-1295
徳島県	地域福祉課 福祉資金室	088-654-4461	088-654-9250
香川県	地域福祉部 福祉資金室	087-861-5613	087-861-2664
愛媛県	地域福祉部 福祉資金課	089-921-8384	089-921-5289
高知県	福祉資金課	088-844-4600	088-844-3852
福岡県	生活福祉資金部 生活福祉資金課	092-584-3641(直通) 092-584-3377(代表)	092-584-3381 092-584-3369
佐賀県	まちづくり課	0952-23-5886	0952-25-2980
長崎県	生活福祉課	095-846-8639	095-844-5948
熊本県	民生課	096-324-5475	096-355-5440
大分県	福祉資金部	097-558-7701	097-515-7770
宮崎県	地域福祉部 生活支援課	0985-26-1695 0985-22-6027	0985-27-9003
鹿児島県	生活支援部	099-214-3701	099-214-3812
沖縄県	民生部	098-887-2000	098-887-2024

各都道府県 社会福祉協議会 代表連絡先一覧（電話）

都道府県	代表電話番号
北海道	011-241-3976
青森県	017-723-1391
岩手県	019-637-4466
宮城県	022-225-8476
秋田県	018-864-2711
山形県	023-622-5805
福島県	024-523-1251
茨城県	029-241-1133
栃木県	028-622-0524
群馬県	027-255-6033
埼玉県	048-822-1191
千葉県	043-245-1101
東京都	03-3268-7171
神奈川県	045-311-1422
新潟県	025-281-5520
富山県	076-432-2958
石川県	076-224-1212
福井県	0776-24-2339
山梨県	055-254-8610
長野県	026-228-4244
岐阜県	058-273-1111
静岡県	054-254-5248
愛知県	052-212-5500

都道府県	代表電話番号
三重県	059-227-5145
滋賀県	077-567-3920
京都府	075-252-6291
大阪府	06-6762-9471
兵庫県	078-242-4633
奈良県	0744-29-0100
和歌山県	073-435-5222
鳥取県	0857-59-6331
島根県	0852-32-5970
岡山県	086-226-2822
広島県	082-254-3411
山口県	083-924-2777
徳島県	088-654-4461
香川県	087-861-0545
愛媛県	089-921-8344
高知県	088-844-9007
福岡県	092-584-3377
佐賀県	0952-23-2145
長崎県	095-846-8600
熊本県	096-324-5454
大分県	097-558-0300
宮崎県	0985-22-3145
鹿児島県	099-257-3855
沖縄県	098-887-2000

収入の減少状況に関する申立書

（ 都 道 府 県 ） 社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL （ ）
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和 年 月 日

（借入申込者） 住 所

氏 名

（印）

社

※窓口記入欄： ☐市区町村社協 ☐労働金庫

借入申込書と同じ金額を記入ください。

緊急小口資金特例貸付

借用書

借用金額

20万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重宝事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条

住民票登録のある都道府県
名を記入ください。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 静岡（都道府県）社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

太枠内を記入・押印ください。

住 所	福祉市 労働区 共助町 5-1
氏 名	厚労 一郎 印
生年月日	大正 昭和 平成 53年 9月 3日生

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月（最大 12 か月）
	償還期間	24 か月（最大 24 か月）
	償還方法	☒ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利息を徴収いたします。	

借入申込書と同じ据置・償還期間、償還方法を記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、該当の社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と該当の社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、該当の社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙記載、都道府県毎に設置しております。

(1) 各都道府県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当部課一覧 (電話・FAX)

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 各都道府県社会福祉協議会代表連絡先一覧 (電話)

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全て

必ず自筆で記入・押印をお願いします

令和 2 年 4 月 27 日

借受人

住所

福江市 芳徳区 共助町 5-1

氏名

厚 芳 一郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

住民票登録のある都道府県名を記入ください。

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告

勤務先名称または 職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒000-00000 社協市 平等区 5-5 TEL 000（000）0000
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	【記入例】 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したため ・「」、勤務時間が短縮されたため ・「」、勤務先の業績が悪化したため ・「」、アルバイトのシフト減となったため

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、
減少後の収入には影響を受けた後の収入を記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由を記入ください。

令和2年 4月 27日
(借入申込者) 住 所 福社市 労働区 共助町 5-1

自筆で記入・押印をお願いします。

氏 名 厚 旁 一 郎

(印)

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

※記入や書類に漏れがあると、貸付金の受け取りまでに再提出をお願いするなど時間を要することがございます。

項 目	確 認 事 項	チェック・□
(1) 借入申込書 借用書 重要事項説明書 申立書	・ 申込書「金額」、「署名・氏名」の記入、「押印」をした ・ 借用書「金額」、「住所・氏名・生年月日」、「貸付金の償還」の記入、「押印」をした ・ 重要事項説明書「記入日・住所・氏名」の記入、「押印」をした ・ 申立書に太枠内と下段「記入日・住所・氏名」を記入、「押印」をした	☐ ☐ ☐ ☐
(2) 住民票	・ 世帯全員が記載されている住民票を取得した ※（住民票は発行より3か月以内を原則とし、取得時に本籍地・マイナンバー表示は不要とする）	☐
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	・ 預金通帳の金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かる部分をコピーした	☐
(4) 本人確認書類	・ いずれかの本人確認書類をコピーした ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合	☐
(5) 同封書類	・ すべての書類が揃っている a. 借入申込書 b. 借用書 c. 収入減少状況に関する申立書 d. 重要事項説明書 e. 住民票（世帯全員/原本） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー）	☐
(6) 最終確認	・ 全ての書類【太枠】内の記入と押印をした ・ 上記「a」「b」「c」「d」をコピーし申込控えとした	☐ ☐

●本貸付に関する問い合わせ先：個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター0120-46-1999（受付時間 9:00～21:00 土日・祝含む）

または、別紙（各都道府県 福祉協議会 代表連絡先一覧）記載の申込の各都道府県社会福祉協議会まで